

ハイライト:

2022年3月

- ・令和3年度税制改正 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・その他の改正をワンポイントで取り上げます！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

令和4年度税制改正  
のポイント  
<個人所得課税・  
資産課税関係>

ワンポイント 2  
確定申告の期限  
延長

新型コロナウイルス第6波のピークアウトが見えつつある昨今ですが、さらなる新型の報告もあり、先行きが見通せない状況が続いています。WITHコロナの時代、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第89号では、令和4年度税制改正から、個人所得課税等の改正を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



### 令和4年度税制改正のポイント <個人所得課税・資産課税関係>

令和4年度の個人所得課税及び資産課税関係の主な改正について解説いたします。

#### 住宅借入金等特別控除の見直し

住宅ローン控除の対象となる借入金限度額、控除率(1% 0.7%)、所得要件(3千万 2千万)の縮小が行われます。

< 出典: 令和4年度国土交通省税制改正概要 >

控除率		一律0.7% <入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認: 40㎡(所得要件: 1,000万円))				

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

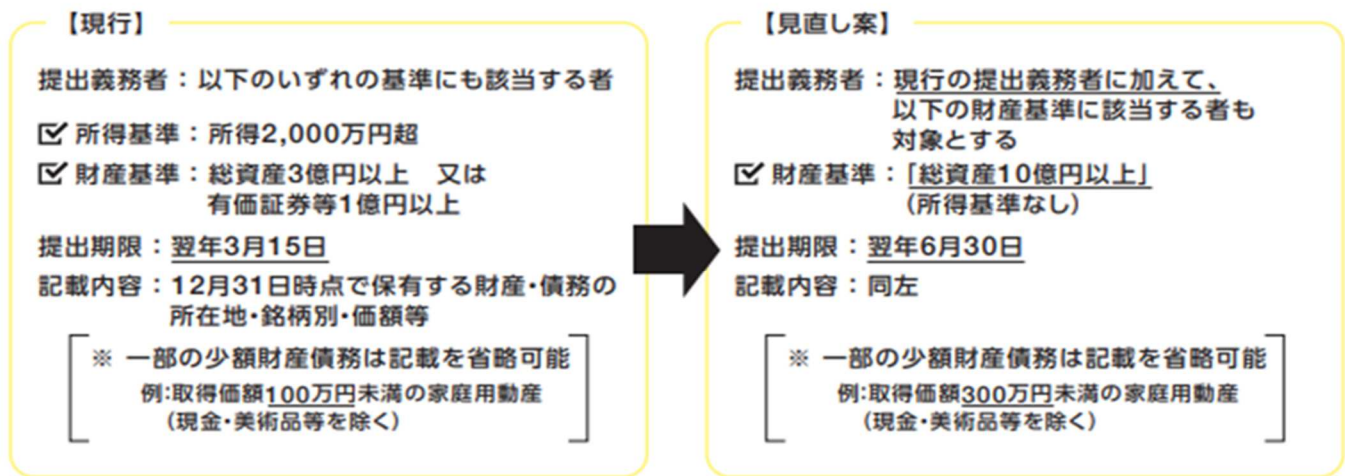
## 上場株式等の住民税課税方式の見直し(>\_<)

現行では上場株式の配当等については、所得税の課税方式と住民税の課税方式とで別々の方式を選択し、申告することが可能になっています。これが、令和6年度分以後の個人住民税については、所得税と個人住民税で同一の課税方式を選択しなければならないこととされます。

## 財産債務調書制度の見直し(>\_<)

現在、財産債務調書は所得2,000万円以下であれば提出義務がないため、高額な財産保有者であっても提出は不要とされています。これが、高額な財産保有者についても提出義務を負うように変更される等の改正が行われます。

< 出典：財務省令和4年度税制改正(案)のポイント >



※ 令和6年1月1日以後に提出すべき財産債務調書(令和5年分以後の財産債務調書)について適用。

## 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の見直し(^\_^)

適用期間を令和5年12月31日までと1年延長し、非課税限度額も以下の区分ごとに見直されます。

耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋 ~ 1,000万円

上記以外の住宅用家屋 ~ 500万円

また、受贈者の年齢要件が民法改正に伴い18才以上(改正前20才以上)に引き下げられます。

適用対象となる中古住宅用家屋の要件に関しては築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋が対象となります。

令和4年1月1日(年要件は4月1日)以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用とされます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## ワンポイント

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度確定申告が困難な方を対象に、申告書の右上にその旨を記載することにより、令和4年4月15日まで申告・納付期限の延長を申請することが可能とされています。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

**税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)